

## 業務仕様書

当該仕様書は、業務の履行にあたり、札幌市役務約款に定めるもののほか、受託者が従わなければならない事項を定めるものである。

### 1 役務の名称

算数学び「beyond」プロジェクト事業 デジタル教材制作業務

### 2 事業の概要

本事業は、これまでの「算数にーごープロジェクト事業」で培ってきた取組を基盤に、課題探究的な学習を子どもの視点で捉え直し、「学びのコントローラーをもっているのは子ども自身」をコンセプトに、算数科における子ども一人一人の主体性を大切に多様な学びの実現を目指すものである。

### 3 趣旨

札幌市では、学びの質を高め、授業目標を達成するためのツールとしてICTを活用している。主に課題解決に向けて、他者との対話や自己対話など思考が深まる学びの場面や、考えをまとめ発表する場面等で活用する。

実際の授業においては、1人1台端末クロームブックを使用し、札幌市で採用しているミライシード(ベネッセ)のオクリンクプラスを活用して、自分の考えを表現したり、その考えをグループ及び全体で共有し、協働的に学び合ったりしている。

オクリンクプラスで自分の考えを表現する際、教科書に準拠したデジタル教材があることで、子どもは自分の考えを分かりやすく効率的に表現することができるとともに、他者の考えを推論する場においても効果的である。また、教師が教材を準備する際の負担軽減にもつながる。

これらのことから、オクリンクプラスで自分の考えを表現する際に使用する、教科書に準拠したデジタル教材を作成する。

### 4 業務内容

1 受託者は、次の業務を、(2)～(7)により行うものとする。

・デジタル教材の企画・作成

2 受託後

教材内容・作成方法、納品方法について委託者と協議の上、決定すること。

3 教材案構成

ア 受託後、下記内容を含む教材案を委託者に提出すること。

・デジタル教材のサンプル

※提出内容、方法は委託者と協議の上決定すること。

イ 教材案をもとに委託者と協議の上で教材内容を決定し、作成すること。

ウ 教材案は、委託者が貸出する教科書の単元内容に沿って作成すること。

#### 4 デジタル教材の作成

ア 教材で使用する全ての素材の作成を受託者にて行うこと。

イ オクリンクプラスで使用可能な専用ファイル形式で作成すること。

ウ 図や表などは、見やすく統一感のあるものにすること。

エ 上記素材の使用に必要な手続きについては、9(8)を除き、受託者が行うこと。

オ デジタル教材作成は、委託者が貸出するアカウントを使用して行うこと。

カ デジタル教材作成に必要なウェブアプリケーション等の環境は、委託者と協議し決定した環境を使用すること。

## 5 校正

- ・作成したデジタル教材について、委託者の指示のもとに内容を修正し、完成データとして承認を受けること。(校正については、最低3回は行うものとする。)

## 6 成果物一覧

- ・デジタル教材の一覧資料を作成すること。
- ※対象学年、単元、教科書ページ、概要等を記載すること。

## 7 その他、デジタル教材の制作に必要な一切の業務

- ※教材の公開及び学校への周知は委託者で実施する。

## 5 デジタル教材の詳細

### 1 デジタル教材の作成にあたって求めること

- ・児童が主体的・対話的に学べるような工夫が組み込まれていること。
- ・子どもが試行錯誤できるものであること。
- ・自分の考えを分かりやすく表現できるものであること。

### 2 デジタル教材の対象

- ・教科書…教育出版 小学校 算数
- ・学 年…第1学年(18単元)、第2学年(17単元)、第3学年(18単元)、第4学年(17単元)
- ・内 容…子どもが考える場面に使用するカードのテンプレート
- ・数 量…各単元において少なくとも2教材  
({第1学年18単元+第2学年17単元+第3学年18単元+第4学年17単元} $\times 2 = 140$ )

## 6 成果物の納品

- ・受託者は、デジタル教材、成果物一覧の電子データを、令和8年2月27日(金)までに、委託者と協議した方法にて納品すること。

## 7 納期限

- 第1学年～第4学年ともに、最終期限を令和8年2月27日(金)とし、完成した学年から随時納品すること。

## 8 納品先

- 札幌市教育委員会学校教育部教育課程担当課  
(札幌市中央区北2条西2丁目15 STV北2条ビル3階)

## 9 留意事項

- 1 業務の履行にあたり、作業責任者を置くこと。
- 2 業務の進捗状況について、随時、委託者に報告すること。
- 3 本仕様書に定めのない事項または解釈に疑義が生じた場合は、委託書と協議しこれを定めるものとする。
- 4 委託者は、本業務を通じて知り得た一切の情報について、漏えい、滅失、棄損等がないように注意すること。また、委託者が提供する資料等を業務の目的以外に利用し、または第三者に提供しないこと。契約終了後もまた同様とする。
- 5 天災その他不可抗力等の突発的な事情により、委託内容に変更が生じた場合は、委託者と

協議し対応するものとする。

- 6 作成にあたっては、他者の著作権を侵害しないよう特に留意すること。
- 7 本制作物に関する著作権(公衆送信権を含む)は全て札幌市に帰属すること。
- 8 教科書発行者への著作権の確認、使用申請等は委託者が実施するものとする。